木津川市立小中学校電子黒板整備事業業者選定基準等

1 選定方針

審査の結果、合計点数の最も高い企画提案書等を提出した提案者(以下、最高点提 案者)という。)を受注候補者として選定する。

ただし、最高得点提案者が複数ある場合は、選定委員の多数決により選定する。 なお、応募者が単独の場合は、合計点数が満点の6割以上である場合に選定する。

2 選定委員

企画提案書等の審査は、市職員等で構成する選定委員で行うものとする。

3 評価基準及び配点

評価基準及び配点については、別表「木津川市立小中学校電子黒板整備事業 プロポーザル採点表」のとおりとする。

4 評価点数の集計方法

評価項目の採点については、提出物により、選定委員がそれぞれ採点表により行う。

(1)選定委員の持ち点

選定委員の持ち点は均一とする。

(2)集計

選定委員の合計点により順位を決定する。

以上。